



平成28年6月6日

各 位

会社名 株式会社メディビックグループ
代表者名 代表取締役社長 窪島 肇
(コード番号 2369：東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理本部長 川畑 譲
(Tel: 03-5439-9691)

不適切な会計処理に関する内部調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、本日、社外監査役及び社外取締役より、平成26年年度末より平成28年第1四半期に至るまでの当社の会計処理につき内部調査を進めたところ、これまでの調査結果として、不適切な会計処理が認められた旨の内部調査報告書を受領しましたので、お知らせいたします。

つきましては、平成28年6月6日開催の当社取締役会において、当該疑義につき、下記のとおり今後対応していくことを決議いたしました。

株主や投資家の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを心よりお詫び申し上げます

記

1. 不適切な会計処理の概要について

当社は、平成28年6月6日に、不適切な会計処理に関する内部調査報告書において指摘を受けております、現時点で、発覚している訂正が生じる項目および訂正内容は下記の通りです。

- ① 当社連結子会社株式会社アニマルステムセルにおける、平成26年12月の自動培養装置開発権の売上200百万円を取り消す件。自動培養装置の開発権において、地位譲渡した際の買戻し条件付きの連帯保証は、株式会社アニマルステムセルに所有権を保留したものであると判断され、実現主義の要件を満たさないと考えられ、売上を取り消すべきとの結論に至っております。
- ② 株式会社アニマルステムセル及び株式会社日本再生医療機構ののれんについて、減損処理を行うのが相当と判断される件。上記①の平成26年12月の自動培養装置開発権の売上を取り消す結果、当社の再生医療セグメント全体の収益性が低下し、株式会社アニマルステムセル及び株式会社日本再生医療機構ののれんもあわせて減損に基づく償却を行うのが相当との結論に至っております。
- ③ 平成27年12月の培養上清液の売上15百万円について、売上を取り消すことが妥当と判断される件。平成28年1月に、売先より支払不能の通知がなされてから、当社は培養上清液の転売先を探索する活動を開始しております。この活動は、実現主義の原則における「財貨の移転」に関する経済的な帰属先をあいまいにする行為を結果として形成し、実現主義の原則をあいまいなものにしていま

す。保守主義の原則から判断しても、売上を取り消すことが妥当との結論に至っております。

詳細については、添付の内部調査報告書をご参照ください。当該調査報告書は、あくまでも、社外役員が現時点までの調査内容をまとめたものであり、今後更なる調査を実施いたします。

2. 今後の見通し

当社は、平成 27 年 12 月期及び平成 26 年 12 月期について、上記 1 の記載のとおり不適切な会計処理があったことから、過年度決算の訂正を行う予定です。

今後は、当該内部調査報告書における提言を踏まえて、第三者委員会の組成を行います。第三者委員会に置いては、今回指摘以外の会計処理についても不適切な処理が無いかを含めて、調査する方針です。さらに、一時会計監査人を選定し、第三者委員会による調査結果を踏まえ、過年度決算の訂正を行う予定です。第三者委員会の設置及び一時会計監査人の選定については決定次第お知らせいたします。

[添付資料] 内部調査報告書

以上

内部調査報告書

株式会社メディビックグループ
取締役会 御中

株式会社メディビックグループ
社外監査役 依田康志
社外監査役 勝又祐一
社外取締役 木嶋 豊

本報告書は、当社連結子会社株式会社アニマルシステムセル（以下「ASC」）における平成 26 年 12 月の自動培養装置開発権（以下「開発権」）の売上、平成 27 年 12 月の培養上清液売上、および ASC とその子会社株式会社日本再生医療機構（以下「NSI」）ののれんの計上方法について、社外役員としての客観的な立場から調査を進め、これまでの調査結果をまとめた報告書を取締役会あてに提出するものであります。

今回実施した社内調査の結果とこれまでに識別された会計処理の誤りと修正すべき事項、これに関連する取締役等の不適切な行為、およびそれに対する当面の再発防止策の提言内容は以下のとおりであります。

なお、今回の調査についての更なる深耕及び類似事例の有無に関する調査についても引き続き行ってまいります。一方で、調査の客観性の確保、社外役員等を含めた取締役、監査役全員の責任のあり方等について、第三者委員会を設置して引き続き調査を行うことが適当であると判断します。

また、社外役員一同は、一連の事項に関する監督責任に対する当面の処分として、それぞれ自らの報酬を 20%、6 か月間減ずることを決定しております。

目次

1. 内部調査の目的・構成・調査期間・調査方法	3
(1) 内部調査の目的	3
(2) 内部調査に当たった社外役員の構成	3
(3) 調査期間	3
(4) 調査方法	3
(5) 調査報告書中で使用する語句と用語について	3
2. 開発権に関する調査結果	5
(1) 開発権売上の経緯	5
(2) 会計処理の判断と修正	6
(3) 関与取締役等の責任について	7

(4) 再発防止策	7
3. 培養上清液に関する調査結果	8
(1) 培養上清液とは	8
(2) 培養上清液売上の経緯	8
(3) 会計処理の判断と修正	9
(4) 関与取締役等の責任について	10
(5) 再発防止策	10

1. 内部調査の目的・構成・調査期間・調査方法

(1) 内部調査の目的

平成 26 年年度末より平成 28 年第 1 四半期に至るまでの当社の会計処理につき、再度詳細な検討を行う必要が生じ、改めて社外役員の立場から再検討を行ったところ、一般に公正妥当と認められる会計の原則及び手続に照らして修正すべき点があり、その修正すべき内容と論拠、当初の会計処理から修正事項が生じた原因などを調査し、当面の再発防止策を提言する。

(2) 内部調査に当たった社外役員の構成

(以下、「社外役員等」という)

依田 康志 (社外監査役、公認会計士)

勝又 祐一 (社外監査役、弁護士)

木嶋 豊 (社外取締役)

(3) 調査期間

本報告書の調査期間は平成 28 年 4 月から 6 月 4 日までである。

社外役員等はそれぞれ業務執行に関わる取締役等へのヒアリングのほか、一方で社外監査役を中心に過去の資料を調査し、相互に他の社外役員との協議も並行しながら調査を行った。当初は体系的な調査となっていなかったが、一連の事柄の関連性を再度評価した結果、ここに一つの報告書として取りまとめるものである。

(4) 調査方法

調査方法は主に次のとおりである。

① 関係者へのヒアリングによる調査

- ・ 業務執行に関わった取締役へのヒアリング
- ・ 前会計監査人
- ・ 培養上清液販売先へのヒアリング。なお、自動培養装置開発権の販売先及び地位譲渡先にもヒアリングを実施すべきと認識しているが、まだ実施できていない。

② 過去の取締役会資料、稟議書、社内に保管された一連の契約書類、およびそれらの補足資料

(5) 調査報告書中で使用する語句と用語について

調査報告書中、繰り返し用いられる語句や固有名詞については、次のように略記する。

略語	説明
当社	株式会社メディビックグループ

ASC	株式会社アニマルステムセル 当社100%子会社、連結子会社
NSI	株式会社日本再生医療機構 ASCの100%子会社、当社連結子会社
窪島取締役	ASCおよびNSI代表取締役を兼ねる。 平成27年3月まで取締役、その後代表取締役に就任。
足田前取締役	当社取締役、常勤ではないが、当社の日常の業務執行に密接に関与してきた。 平成28年5月辞任
川畑前取締役	当社管理本部長、前取締役 平成28年3月に取締役に選任、5月辞任。
喜多見前取締役	平成27年3月まで当社代表取締役、以後当社、ASC、NSI取締役 平成28年3月に当社含めASC、NSIの取締役も退任。 なお、平成28年3月に退任するまでは当社を含めASC、NSIの取締役の地位にあったが、本報告書中は全て「前取締役」と表記する。
W社	足田前取締役が代表を務める株式会社であるが、当社と資本関係や取引関係はない。
X社	平成26年12月に当社が開発権を販売した相手先。株式会社。
Y社	平成27年1月に開発権をX社から地位譲渡により譲り受けた相手先。株式会社。
Z社	平成27年8月に開発権をY社から地位譲渡により譲り受けた相手先。株式会社。

2. 開発権に関する調査結果

(1) 開発権売上の経緯

① 自動培養装置および開発権とは

自動培養装置は ASC が開発を進めてきた細胞培養を行う装置である。装置の開発権とは、上記装置開発で得た技術やノウハウの総体で、通常ゼロから装置開発を行うと数年かかるため、ASC ではこの技術を装置開発権として販売することで、再生医療への進出を目指している企業への装置開発を支援するために権利化したものである。

② X 社への開発権売上と Y 社への地位譲渡について

開発権は、平成 26 年 12 月に ASC が X 社に対して 2 億円（税抜）で売上計上した。

平成 26 年 12 月 30 日付「自動培養装置開発権 譲渡契約書」（以下、「当初契約」という）が ASC と X 社で取り交わされ、X 社に対して幹細胞自動培養装置の関連書類一式が納入され、X 社はこれを平成 26 年 12 月 30 日に受領した。

平成 28 年 1 月に至り X 社都合により当初契約は解除申し入れがあったが、開発権は平成 27 年 1 月 30 日付「地位譲渡契約書」により、Y 社に譲渡された。この「地位譲渡契約書」は、X 社に地位譲渡を認めさせる目的で締結したもので、当初契約と概ね同条件であった。

③ Y 社に対する追加覚書における連帯保証について

Y 社の求めに応じて、当社、ASC、Y 社は、平成 27 年 2 月 9 日付「自動培養装置開発権 譲渡契約書の追加覚書」（以下、「追加覚書」という）を取り交わした。

この追加覚書には、Y 社購入後 6 か月以内に開発の進捗が見られないときは、Y 社は ASC に売却価格にて買い戻し請求できること、また当社、窪島取締役、疋田前取締役、川畑前取締役、喜多見前取締役（以下、「関与取締役等」）は追加覚書履行のため連帯保証するなどの条項が付与された。

関与取締役等の履践および情報開示に問題があり、この追加覚書の内容および連帯保証の事実が社外役員を含む当社取締役会に一切報告されず、社内に記録されず、また前会計監査人にも開示されなかった。

④ Z 社への開発権譲渡と連帯保証について

平成 27 年 8 月 7 日、「自動培養装置開発権 譲渡契約書の追加覚書」に基づいて、開発権は、Z 社に譲渡された。譲渡に当たり、ASC と Y 社および Z 社は平成 27 年 8 月 7 日付「地位譲渡契約書」（以下、「地位譲渡契約」という）を取り交わした。

この地位譲渡契約には、Y 社より Z 社への譲渡に際しての債務履行について ASC が債務保証し、当社および関与取締役等は連帯保証する条項が記されていた。

関与取締役等の履践および情報開示に問題があり、この追加覚書の内容および連帯保証の事実は社外役員を含む当社取締役会に一切報告されず、社内に記録されず、また前会計監査人にも開示されなかった。

⑤ Y社からの催告書の受領

Z社はY社に対して地位譲渡契約に基づく債務の履行をなさなかったため、Y社は当社に対し債務履行を求める催告書を平成28年3月14日に送付したが、関与取締役等の履践および情報開示に問題があり、この催告書の到達およびその内容は社外役員を含む当社取締役会に一切報告されず、社内に記録されず、また前会計監査人にも開示されなかった。

⑥ 本件の判明後の社内検討と訂正報告書提出

平成28年5月11日に至り、追加覚書による連帯保証の存在、およびZ社に対する地位譲渡の事実が明らかとなった。さらに平成28年5月13日に至って窪島取締役より、Y社から催告書を受領した事実が取締役会に開示された。

取締役会で事実と経緯の確認を行い、少なくとも当該連帯保証の事実は遡って注記することが相当と結論し、条件付きでない連帯保証を認識すべき平成27年第3四半期より関連する四半期報告書および有価証券報告書について偶発債務の注記を行う訂正を行う方針を決定した。

さらに、催告書の受領の事実から、連帯保証の履行の危険が高まったものと判断し、平成28年第1四半期については債務保証損失引当金を計上することが相当と結論した。

(2) 会計処理の判断と修正

社外役員等は平成28年5月16日の訂正報告書提出後も引き続き、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則及び手続、会計実務等に照らし、その影響も合わせて慎重に検討した結果、改めて以下のように結論し、後述する論拠と共に取締役会に意見を述べた。

① 結論

1. 平成26年12月に遡及して、X社に対する開発権売上2億円（税抜）を取り消す。
2. 平成26年12月に遡及して、ASCおよびNSIののれんは減損により償却する。
3. 平成27年2月にY社から入金した代金は、預り金とする。
4. 平成27年第3四半期以降の偶発債務の注記は取り消す。
5. 平成28年第1四半期の債務保証損失引当金は取り消す。

② 理由

理由の中には、当時は会社としては認識していなかったが、事実としては発生しており、当時その事実が明らかであれば判断の根拠として検討すべきであった事項も含まれる。

我が国では、収益認識に関する包括的な会計基準は存在しないが、「企業会計原則」第二 損益計算書原則 三 Bにおいて、収益の認識は実現主義によることが示されている。実現主義によれば、本件の売上成立の条件は「財貨または役務の移転」と「対価の成立」となる。

X社に対する開発権の売上については平成26年12月に締結と成果物の引き渡しが完了しており、一旦「財貨または役務の移転」と「対価の成立」が成立していたと判断される。このことは前会計監査人の監査手続の結果、適法意見を得た意見形成も同様の論拠に拠ったものと考えられる。

しかしながらY社に地位譲渡した際の買戻し条件付きの連帯保証は、ASCに所有権を留保したものであると判断され、実現主義の要件を満たさないと考えられる。この点について取締役会は、5月16日の訂正報告書提出時点では、債務保証は条件付きであり売上を取り消すに至るほどの要件ではないと判断していたが、会計原則と会計実務を詳細にわたって精査し、売上を取り消すべきとの結論に至った。

なお、平成26年12月に遡って売上を取り消す結果、当社の再生医療セグメント全体の収益性が低下し、ASCおよびNSIののれんも合わせて減損に基づく償却を行うのが相当との判断に至った。

(3) 関与取締役等の責任について

社外役員等は、以上の経緯における関与取締役等の履践および情報開示の問題につき検討し、当社の事業規模に照らして2億円（税抜）の債務保証は、会社法第362条第4項第2号にいう「多額の借財」に相当し、これを取締役会の承認なく為したことは会社法および当社の社内規定に反しているものと結論付けた。

このことを指摘し、取締役会で審議の結果、関与取締役等のうち取締役の地位にあった者に対しては辞任するのが相当との判断に至ったが、会社業務存続と会社法に定める取締役員数の必要から、一部取締役の辞任と、残留取締役については報酬を減じることが当面の対応として相当と判断した。

以上をもって、平成28年5月30日に取締役の辞任と減俸の処分を発表した。

会社法の違反の事実だけでも関与取締役等の責任は大きく、早急に行うべき対応として上記の処分に至ったものであるが、その行為によって招来される過去の会計処理の修正事項とそれに関連する影響に関する責任も免れないものと思われる。この点については冒頭に述べる通り調査が継続中であるため、現時点では意見を差し控える。

(4) 再発防止策

会社にとって重要な偶発債務である連帯保証が1年超にわたって取締役会に報告されず、適切な開示も行われなかったことは大きな問題であり、速やかに社内体制の整備を行わねばならない。

以上のことを踏まえ、社外役員等は、本件に関わった取締役の猛省を促すと共に、次のとおり再発防止策の実施を提言する。

1. 取締役会に報告がないまま社外との契約行為が行われることがないように、当社および

子会社の代表印、契約印については、社外役員の立会いの下でのみ捺印がなされるようにすべきである。

2. 当社および子会社の代表印、契約印については、社外役員の監督の及ばないところで濫用されないよう、二重に施錠した場所で保管し、施錠の一つは社外役員が管理すべきである。

さらに、後日に帰属があいまいになるような売上計上を避けるため、社外役員等は、次のとおり再発防止策の実施を提言する。

1. 外部との商談については早い段階から取締役会に報告がなされるべきである。
2. 売上先については、資金力はあるか、内部で承認と合意が取れており当社から売上げることについて問題が生じていないか、などを事前に確認する手続きを導入するとともに、一定金額以上は取締役会で報告されるべきである。
3. 売上後もそうした問題が生じていないかどうかについて取締役会に定期的に報告がなされるべきである。

3. 培養上清液に関する調査結果

(1) 培養上清液とは

培養上清液は再生医療において培養される細胞のいわば副産物にあたるもので、細胞分裂の過程によって生じる活性物質が多数含まれる溶液である。ASC は再生医療事業の中で細胞の培養を行っているが、その副産物として培養上清液を多数産出している。

この培養上清液は細胞の活性化に寄与し美容効果等が期待されると言われており、美容クリニックからも関心を寄せられており、当社の事業計画の重要な要素として位置付けられている。

培養上清液は薬事法上の承認を受けたものではないので、医薬品としてその薬効を主張することができない。培養上清液は医師が自らの判断で医療行為の一環として使用することができるが、当社や ASC が一般消費者に対して医薬品または医薬部外品等の名目で販売することはできない。

このため、培養上清液の最終的な販売先は、医師、医師の経営するクリニック等の医療機関に限定される。

(2) 培養上清液売上の経緯

① 平成 27 年 12 月売上計上

平成 27 年 12 月に ASC はクリニックに対して培養上清液 1500ml を 15 百万円で売り上げた。培養上清液は ASC よりクリニックへ出荷され、平成 27 年 12 月 25 日に実際に納入された。

平成 28 年 1 月にクリニックより ASC に対して売上代金の入金があった。

② 後日の調査によって判明した事項

平成 28 年 4 月以降、順次調査によって判明した事項は次のとおりである。

1. クリニックは実際には閉院の手続きが取られていたことが後日判明したが、その事実を関与取締役等は把握していなかった。
2. 平成 28 年 1 月にクリニックからの支払は困難となっており、その事実を把握した関与取締役等は互いに分担してクリニックから先の転売先を探すようクリニックに協力していた。
3. 平成 28 年 1 月のクリニックの ASC に対する入金は、実際にはクリニックが振り込んだものではなく、疋田前取締役が代表を務める W 社から振り込まれていた。ただしクリニックと疋田前取締役とは互いに面識がない。

以上の事実に対して、関与取締役等は転売の協力行為を社外役員および取締役会に報告していなかった。また、疋田前取締役はクリニックに代わって W 社より代金を振り込んだ事実を社外役員および取締役会に報告していなかった。

(3) 会計処理の判断と修正

社外役員等は平成 28 年 4 月以降、調査を進めるにしたがって順次これら事実の認識に至り、その都度、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則及び手続、会計実務等に照らし、その影響も合わせて慎重に検討した結果、改めて以下のように結論し、後述する論拠と共に取締役会に意見を述べた。

① 結論

1. 培養上清液売上は平成 27 年 12 月に遡って取り消す。
2. 平成 28 年 1 月に W 社からクリニック名義で受領した代金は、預り金とする。

② 理由

理由の中には、当時は会社としては認識していなかったが、事実としては発生しており、当時その事実が明らかであれば判断の根拠として検討すべきであった事項も含まれる。

平成 27 年 12 月に培養上清液はクリニックに納入されており、実現主義の原則による「財貨の移転」は完了していると判断されるほか、納入に際して受領書を受け取っており、その他の付帯条項は記されていないほか、「返品不能」の文言もあり、「対価の成立」は一応成立しているものと判断される。

しかしながら、平成 28 年 1 月にクリニックより支払不能の通知がなされてから、当社は培養上清液の転売先を探索する活動を開始している。この活動は、実現主義の原則における「財貨の移転」に関する経済的な帰属先をあいまいにする行為を結果として形成し、実現主義の原則の充足をあいまいなものにしている。さらにクリニックに代わって W 社より代金の支払いを行ったことは、取引の客観性を損ない、実現主義の原則の充足をさらにあいまいなものにしており、保守

主義の原則から判断しても売上を取り消すことが妥当と判断される。

(4) 関与取締役等の責任について

社外役員等は、以上の経緯における関与取締役等の履践および情報開示の問題につき検討し、社外役員ないし取締役会への報告なく売上の実現性をあいまいにする行為をおこなったことは、不適切であったと結論付けた。

前述する自動培養装置開発権の地位譲渡に関して、会社法の違反の事実に基づく関与取締役等の処分を行っているが、本培養上清液売上に関連する行為、それによって招来される過去の会計処理の修正事項とそれに関連する影響に関する責任も免れないものと思われる。この点については冒頭に述べる通り調査が継続中であるため、現時点では意見を差し控える。

(5) 再発防止策

会社にとって重要な売上高を修正すべき事象が生じたにもかかわらず取締役会に報告されず、適切な開示も行われなかったことは大きな問題であり、速やかに社内体制の整備を行わねばならない。

以上のことを踏まえ、社外役員等は、本件に関わった取締役の猛省を促すと共に、自動培養装置開発権の再発防止策でも述べたとおり、次のとおり再発防止策の実施を提言する。

1. 外部との商談については早い段階から取締役会に報告がなされるべきである。
2. 売上先については、資金力はあるか、内部で承認と合意が取れており当社から売上げることについて問題が生じていないか、などを事前に確認する手続きを導入するとともに、一定金額以上は取締役会で報告されるべきである。
3. 売上後もそうした問題が生じていないかどうかについて取締役会に定期的に報告がなされるべきである。

以上